

リチウムイオン電池等の回収拡充について

1 拡充理由

近年、リチウムイオン電池等に起因する火災が多く発生していることに鑑み、令和7年4月、国から「リチウムイオン電池等の適正処理に関する方針」が示された。

リチウムイオン電池等の回収については、製造事業者等においても一定の生産者責任が求められる一方、家庭から排出されるリチウムイオン電池及びその使用製品については、区内で発生する一般廃棄物として安全かつ適正に処理することが求められている。

これを受けて、区におけるリチウムイオン電池等の回収・資源化の拡充を図る。

2 拡充内容

現 行	拡充後
<ul style="list-style-type: none">・原則としてリチウムイオン電池等の購入店舗等で回収・破損や膨張等の理由により購入店舗等が回収できない場合、区が「燃やさないごみ」として収集	<ul style="list-style-type: none">・破損や膨張等の有無にかかわらず、リチウムイオン電池及びその使用製品を区が「燃やさないごみ」として収集・収集後に選別し、資源化を実施

3 予算額（案）

- (1) 燃やさないごみの選別・資源化業務委託 114,384千円
(2) 排出・分別方法の周知啓発 188千円

4 今後の予定

- 令和8年4月～ 排出・分別方法周知（案内チラシ、広報たいとう、区公式ホームページ等）
7月 「燃やさないごみ」として収集開始